

7月中旬スタート!

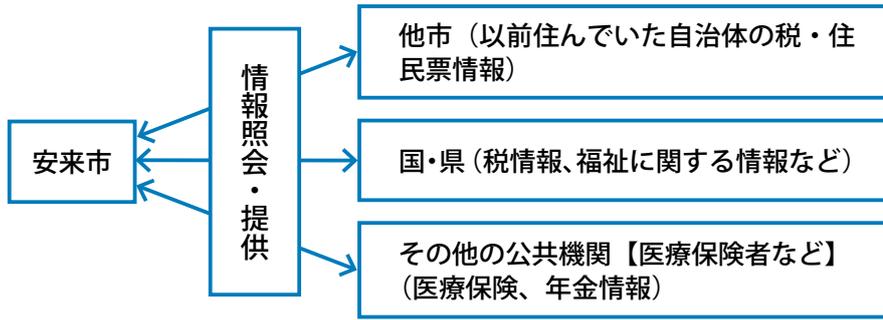
行政機関の情報連携・マイナポータルの「試行運用」が始まります

■問い合わせ
政策秘書課
TEL 23-3060

【情報連携】

行政機関の連携スタート
試行期間中は証明書が必要ですが、マイナンバー制度では、行政

○情報連携のイメージ



※情報連携はインターネット回線ではなく、専用のネットワーク回線を使用し、情報漏洩を未然に防ぐよう設計されています。また、マイナンバーを直接使用せず、符号の変換・暗号化をかけ、セキュリティ性を高めています。

の手続きの際に、各行政機関が個別に保有していた情報を、システム端末間において相互に情報連携(※)を行います。これにより所得証明書や住民票などの添付書類を簡素化できる仕組みを7月中旬にスタートします。(情報連携は、法律で定められた一部手続きのみ)ただし、7月中旬から約3か月間は「試行運用期間」とし、本格運用が始まるまで、従来どおり所得証明書・住民票等の添付が必要です。なお、今年の秋頃には、本格運用が開始され、対象の手続きは順次添付書類が不要になります。

また、税や社会保障などの行政手続きは、本人確認(運転免許証、パスポート等)とマイナンバーの提示(マイナンバーカードまたは通知カード)が引き続き必要です。

■試行運用期間 平成29年7月中旬～秋頃(予定)

※各行政機関が保有する同一人物の個人情報が必要な時に必要な情報のみ照会・提供を行うこと。



▲市役所市民課では、マイナンバーカード申請用写真の無料撮影サービスを行っています。

【マイナポータル】

マイナンバーの使用状況を確認できます

マイナポータルとは、政府が中心となり運用するオンラインサービスで、自分の個人情報などの行政機関がやりとりを行っていたのかの確認や、個人に合ったお知らせを受け取ることが出来ます。

情報連携に併せて、「マイナポータル」も7月より「試行運用期間」として運用を開始し、順次、秋頃からの本格稼働に向けて準備していきます。

■利用するには

マイナポータルを利用するには、次のものが必要となります。

- ①マイナンバーカード
- ②ICカードリーダーライター (マイナンバーカード対応)
- ③インターネットに接続されたパソコン

■利用方法

専用のウェブサイト(<https://my.nago.jp/>)

※「マイナポータル」で検索へアクセスし、サイトの手順に沿ってご利用ください。

市役所にマイナポータル用のタブレット端末を設置します

7月中旬以降に市民課(安来庁舎)、伯太地域センター・広瀬地域センターにタブレット端末を設置します。ICカードリーダーライター、パソコンをお持ちでない人などはこちらをご利用ください。

マイナポータルについての不明な点などは「マイナンバー総合フリーダイヤルTEL 0120・95・0178」へ。